



Club Homepage URL <http://rid2510.org/otarusouth/>

●例会場/ニュー三幸 ●例会日/毎週金曜日12時30分 ●事務局/〒047-0032 小樽市稲穂1-3-6 ☎0134-33-3500



●2014-2015年度RIテーマ

LIGHT up ROTARY

ゲイリーC.K.ホアンRI会長

●第2510地区重点目標

RIテーマ「ロータリーに輝きを」を推進しよう

55年の歴史の蓄積の上に立って
ロータリーにさらなる輝きを

●再来週 8月1日(金)のプログラム

◎「新入会員卓話」 三柄会員・桂会員

●来週 7月25日(金)のプログラム

◎「クラブフォーラム」

●今日 7月18日(金)のプログラム

◎「理事・各委員長挨拶」

03

通巻 第2659号
2014年7月18日発行

1960年創立
昭和35年2月5日

●第2回例会報告 7月11日(金) 「細則変更の件」

■ロータリーソング ■ 「我等の生業」

■ゲスト・ビジターの紹介 ■

玉造 啓子氏 (札幌はまなすRC)
坂田 道昭氏、秦 健一郎氏 (小樽RC)
笈川 長生氏、坂口 友朗氏 (小樽銭函RC)
李 アルムさん (米山奨学生)

■奨学金授与 ■ 李 アルムさんへ加藤会長より

■会長報告 ■ 加藤会長

- ・各テーブルへ姉妹クラブの酒田ロータリークラブから贈っていただきましたサクランボをお出ししております食後のデザートにご賞味下さい。
- ・7/8(火)小樽RC /10(木)小樽銭函RCへ工藤幹事共々表敬訪問してまいりました。明日12日(土)第6グループ「第一回会長・幹事会」が開催されます蘭越へ行って参ります。

■幹事報告 ■ 工藤幹事

- ・荒木会員経由で、小樽リトルシニア球団全国出場が決まり、その支援要請があり、三役での対応が7月4日の理事会で承認されました。
- ・小樽RC 例会変更=7/22(火)夜間例会
点鐘18:15場所:グランドパーク小樽
7/29(火)「休会」
- ・余市RC 会場変更=7/30(水)夜間例会
点鐘18:30
場所:余市カントリー・エーヴァーランドホテル

■委員会・同好会報告 ■

◎社会奉仕委員会 福島委員長

- ・第48回小樽潮まつりへの参加要請が小樽RC坂田会長より届いております。昨年同様当南RCよりも多数のご参加を切にお願いいたします。また未確認情報ですが、羽部ガバナールも7月26日の「練りこみ」に是非参加予定と伺っております。また来週18日(金)の例会に潮まつり実行委員会の皆様方・ミス潮の二人がお見えになります。小樽南RCからの参加者申込み18日迄ですのでこれから皆様方にお声をかけさせていただきますので一人でも多くのご参加にご協力下さい。(練習日:25日(金)例会終了後同じフロアー)宜しくご参加のほど重ねてお願いいたします。

■ご挨拶 ■

◎小樽ロータリークラブ 坂田道昭 会長



私、小樽ロータリークラブ在籍30年になりそろそろということでお会に就任させていただきました。よろしくお願ひいたします。小樽市内3クラブでの「小樽市民国際交流会議」では大変良い経験をさせていただきました。今年の3クラブ合同例会は、小樽RCが主催する順番ですので奮ってのご参加をお願いいたします。これからは、奉仕プロジェクト委員会主導のプログラムを積極的に取り組んで行く所存です。この一年間よろしくお願い申し上げます。

◎小樽銭函ロータリークラブ 笈川長生 会長



私、入会4年目で会長を拝命いたしました。会長を経験させていただきながら、自分自身をどの様に磨かれるのかなあという気持ちでこの壇上に今立っております。私の職業は、機械刃物制作・再研磨の仕事に携わっておりますが、私のモットーは「磨けば光る」ですが、今年度RIテーマは「ロータリーに輝きを」であります何か相通じるものが非常に多いのではと感じております。この一年間どうぞ宜しくお願ひ申し上げます。

■会員結婚祝 ■ 7月に結婚された会員

7/3 荒内会員/10高木(正)会員/21大淵会員



いつまでもお元気で!

加藤会長より細則変更の件で発議

工藤幹事より細則第16条に基づき7月1日に書面をFAXにて発信、細則第6条「入会金及び会費」の改訂について、本例会が細則第5条「会合」第3節に規定する定則数を満たしていることを発表。濱本副会長より改訂の趣旨説明。本吉会計より予算案補足説明。加藤会長が議長となり審議。2～3の質問、異議が会員から発言あり。第16条「改正」の出席会員の3分の2以上の拍手賛同で細則改訂が原案通り承認。



旧

小樽南ロータリークラブ細則 第6条

新

第1節

入会金は80,000円とし、入会承認に先立って納入すべきものとする。ただし、標準ロータリークラブ定款第11条の規定に該当する場合はこの限りではない。

第2節

会費は年額170,000円とし、半年ごとの各支払額のうちの一部は、各会員のR I 公式雑誌の購読料に充当するという了解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。但し、期中入会者の会費は月額14,500円にて、月割りとする。

第1節

入会金は50,000円とし、入会承認に先立って納入すべきものとする。ただし、標準ロータリークラブ定款第11条の規定に該当する場合はこの限りではない。

第2節

会費は年額180,000円とし、半年ごとの各支払額のうちの一部は、各会員のR I 公式雑誌の購読料に充当するという了解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。但し、期中入会者の会費は月額15,000円にて、月割りとする。

▼古希を超えて、体力も衰えを見せ始めました。今日この頃ですが、11日の例会を聞いて、久しぶりにロータリーをひもといてみる気力が湧きました。可能な限り、会員皆様にお伝えして参りたいと思います。不定期になるとは思いますが、会報紙面にてお付き合ひ下さい。▼今回は、O会員から前述の例会に話が出ました2つの意見について考えてみましょう。

▼1点目は、「手続要覧」(2013年度版)についてです。そもそも手続要覧とは、R I (国際ロータリー) に関する基本的事項を解説した参考書で、R I 加盟全クラブの実際の経験に基づいたもので、3年ごとに開かれる規定審議会後に改訂され、「ロータリアンの手引き」と副題がついています。この要覧の中に「標準ロータリークラブ定款」と「推奨ロータリークラブ細則」が収められていて、当クラブの定款・細則ともに、それを基に作成されています。「定款」の改正は、クラブ名称、所在地の変更以外は、規定審議会のみが出来ます。細則」の改正については、細則改正の予告が10日前に各会員に書面により通知が行われた「いかなる例会」においても改正できます。定数(会員総数の3分の1、理事の過半数出席)を満たす会員が出席していること、またその改訂案に出席者の3分の2が支持する事が義務付けられています。ただしその変更は、O会員が話されたとおり、標準ロータリークラブ定款、R I 定款・細則、ロータリー章典と矛盾してはならないとあります。前回の細則改訂例会においては、K会長はルールどおりにおやりになったと思います。

ロータリー四方山話

廣瀬会員



出席委員会

平成26年7月11日

会員総数 71名 本日の欠席者 9名
石上、角野、坪井、新倉、吹越、前川、湊、村越山吹

平成26年6月27日

会員総数 72名 出席摘要免除者 17名
期末懇親会 100%

メーキャップ

7/4 新倉